里親の声

人生後半で里親になり、２度目の子育てをするなかで、新しい発見もたくさんありました。実子のときとは違う苦労もありますが、子どもの笑顔を見る度に「里親になってよかったな」と実感しています。

親御さんが入院中の３歳の男の子を数週間預かりました。里親宅から保育園に通い続けることができ、地域の里親として役に立つことができました。



委託されている子どもは、年に数回実親さんと児童相談所で交流をしています。実親と子どもをつなぐお手伝いができているのかなと思います。



ご相談・お問合せ

板橋区では、毎月、「里親説明会」を実施しています。
里親をご希望される方はもちろん、里親制度について知ってみたい方は、ぜひご参加ください。
その他、里親制度についてご不明な点などは、下記までお問合せください。

【問合せ先】
板橋区子ども家庭総合支援センター
☎03-5944-2374（平日 8:30～17:00）

板橋区子ども家庭総合支援センター
フォスタリング機関　ホームページ

＜所在地＞
〒173-0001　板橋区本町 24－17

＜アクセス＞

都営三田線	「板橋本町駅」	徒歩　7 分
東武東上線	「中板橋駅」	徒歩 20 分
国際興業バス	「大和町」	徒歩　7 分



ISCF

板橋区

あなたに知ってほしい里親のこと

～板橋区の里親制度について～

板橋からつながる
板橋から築く
新しい絆



板橋区子ども家庭総合支援センター
Itabashi Support center for Children and Families

里親ってなに？

子どもは、家庭で愛情に包まれながら育てられることが望ましいですが、虐待や病気など様々な事情で親と離れて暮らしている子どもたちが、東京都に約4000 人います。里親制度は、そのような子どもを自分の家庭に迎え入れ、家族の一員として愛情をもって養育していただく、子どものための公的な制度です。

里親の種類

養育家庭
養子縁組を目的とせず、様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間自分の家庭で養育する里親。

養子縁組里親
養子縁組を前提として、養子縁組が成立するまでの間、里親として子どもを養育する里親。

親族里親
両親が死亡、行方不明などにより子どもの養育ができない場合に祖父母などの親族がその子どもを育てる里親。

専門養育家庭
虐待や障がいなど専門的ケアを必要とする子どもを自分の家庭で養育する里親。

里親になるためには？

里親の主な要件

・板橋区に在住の健康なご夫婦、又は単身でも20 歳以上の同居者がいる方。（養子縁組里親については、婚姻している 25 歳以上のご夫婦であること）
・家族構成に応じた適切な環境（部屋の広さ）があること。
・経済的に困窮しておらず、世帯収入が生活保護基準を上回っていること。

（そのほかの要件については、ホームページをご覧になるか、板橋区子ども家庭総合支援センターにお問合せください。）

☆特別な資格は必要ありませんが、里親になる前、里親になってからも様々な研修があり、子どもの養育に必要なことを学んでいただきます。

☆子どもを受託すると里親手当や子どもの生活費等が支給されます。また健康保険の範囲では、医療費はかかりません。

家庭を必要としている子どもたちのために、
もっと多くの里親が必要です。
板橋区では、里親を募集しています。

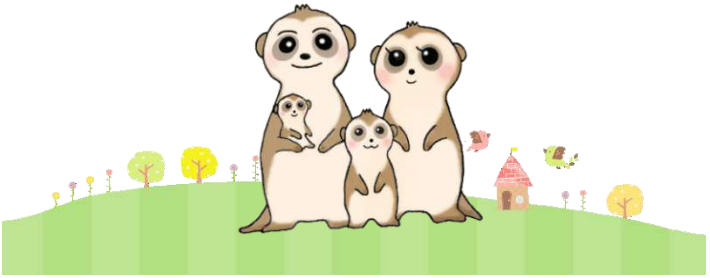

申請から登録の流れ

①来所相談

板橋区子ども家庭総合支援センターにお問い合わせください。

②研修

里親に関する研修の受講や児童養護施設などでの実習を行っていただきます。

③申請

申請書類を板橋区子ども家庭総合支援センターに提出していただきます。

④調査

家庭訪問をさせていただき、住居環境や家族構成などについて調査を行います。

⑤審査

申請書や家庭の調査を踏まえて板橋区児童福祉審議会で審議をします。

⑥登録

板橋区長が里親の登録を行います。（登録後は、5 年ごとに更新が必要です。）